

# ぎふ環境保全

VOL.68 発行 平成18年10月15日

◆行政ニュース

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

岐阜県環境生活部廃棄物対策課





行政ニュース	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知) 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 2
振興局だより	環境情報基地「環境ふれあいコーナー」の設置について 岐阜県東濃振興局環境課 … 14
シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策 揖斐川町長 宗宮孝生 … 16
協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会 理事会の開催 …… 17 委員会の開催 …… 18 エコアクション21・産業廃棄物処理業者向けマニュアル等説明会の開催 … 18 「電子マニフェスト普及促進モデル事業」の試験運用を開始 …… 18 「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施 …… 19 (社)全国産業廃棄物連合会 災害廃棄物処理担当者連絡会議の開催 …… 20 全国正会員事務局責任者会議の開催 …… 20 中部地域協議会 第1回中部地域協議会の開催 …… 20 第2回専務理事会議の開催 …… 21 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会 第1回委員会の開催 …… 21 第2回委員会の開催 …… 21 (財)地球環境村ぎふ清算人会の開催 …… 21 産業廃棄物処理関係講習会の開催結果(平成18年度10月15日現在) …… 21
お知らせ	新規加入会員の紹介 …… 22 協会への入会のおすすめ …… 23 広告掲載会員を募集します …… 24 会費の納入は便利な口座振替で …… 25 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法 …… 26
編集後記	…… 28
題 字	(社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本 貞実
表紙写真	「燃ゆる秋」 …… フォト飛水 竹村 義男

廃 対 第 261 号

平成18年10月3日

岐阜県産業環境保全協会 様

岐阜県環境生活部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

このことについて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課長及び産業廃棄物課長より、別添のとおり通知がありましたので、御了知願います。

環廃対発第060927001号

環廃産発第060927002号

平成18年9月27日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第250号。以下「改正政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年省令第23号。以下「改正省令」という。）が平成18年7月26日に公布された。これらの改正は、一部を除き、平成18年10月1日から施行される。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。



なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の概要

石綿含有一般廃棄物（工作物（建築物を含む。以下同じ。）の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。以下同じ。）、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。以下同じ。）（以下「石綿含有一般廃棄物等」という。）の取扱いについては、石綿の飛散防止等適正な管理が必要である。

このため、収集、運搬、処分等の全般にわたり、いたずらな破碎をできる限り少なくするとともに、処分又は再生に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが生じないような性状にするために溶融等の無害化処理を行うこと、直接埋立処分を行う場合にあっては、他の廃棄物と混合しないよう一定の場所において分散しないように行うこと、など石綿の飛散防止のための措置を講じる必要がある。

これらを踏まえ、新たに石綿含有一般廃棄物等に係る処理基準を定めるとともに、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物等」という。）の溶融施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく施設の設置許可の対象施設として追加するなど、石綿含有産業廃棄物等の適正処理の確保を図ることとしたものである。

なお、石綿含有家庭用品が廃棄物となったものに関しては石綿含有一般廃棄物に該当せず、その処理については、本改正後も「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について（平成18年6月9日付け環廃対発第060609002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）」によるものとする。

### 第二 改正の内容

#### 1 処理基準について

##### (1) 収集又は運搬について

- ① 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこととし、当該石綿含有廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じることとする。

なお、この場合においては、石綿含有廃棄物が飛散しないようにするため、当該石綿含有廃棄物を梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じることが望ましい。

また、積替え又は保管を行う場合にも、石綿含有廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じることとする。

- ② 収集又は運搬のために運搬車両等に積み込む際に運搬車両に比べ石綿含有廃棄物が大きい等によりやむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、石綿含有廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこととする。(改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第3条第1号ホ、ト、ヌ及び第2号ト(2)並びに第6条第1項第1号ロ、ニ、ヘ及び第2号ニ(2)関係)

### (2) 処分又は再生について

- ① 石綿含有廃棄物の処分又は再生に当たっては、石綿の飛散防止を確保するため、破碎又は切断を原則として禁止するとともに、他の廃棄物と混合されることで破碎又は切断が行われることのないよう、他の廃棄物と区分して保管することとする。

(施行令第3条第2号ト(1)及び第6条第1項第2号ニ(1)関係)

- ② 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生は、①によるほか、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、以下の方法により行うこととする。

なお、オに掲げる方法による石綿の重量比率は、処分又は再生を行う設備への石綿含有一般廃棄物の投入量及びその他の一般廃棄物の投入量並びに当該石綿含有一般廃棄物に係る石綿の含有率を用いて算出するものとする。(施行令第3条第2号ト(2)関係)

ア 一般廃棄物処理施設であって、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設に係る改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第12条の2第13項に規定する技術上の基準(以下「構造基準」という。)に適合するものにおいて、当該熔融施設に係る施行規則第12条の7第13項に規定する維持管理の基準上の基準(以下「維持管理基準」という。)に従い熔融する方法

イ 法第9条の10第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る無害化処理の方法

ウ 施行令第7条第11号の2に掲げる石綿含有産業廃棄物等の熔融施設であって法第15条の2の4の規定による届出がされたものにおいて、石綿が検出されないよう熔融する方法

エ 石綿含有一般廃棄物をアからウまでに掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法(イに掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設に係る構造基準に適合する破碎設備を用い、かつ、当該熔融施設に係る維持管理基準に従い破碎又は切断を行う方法に限る。)

オ 処理によって生じるばいじん及び粉じんの飛散を防止するために必要な排ガス処理設備、集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられた設備を用い、かつ、石綿を当該設備に投入する一般廃棄物の重量の0.1パーセント以下とした上で、石綿含有一般廃棄物を他の一般廃棄物と混合して破碎し、又は焼却する方法



③ 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生は、①によるほか、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、以下の方法により行うこととする。(施行令第6条第1項第2号ニ(2)関係)

ア 施行令第7条第11号の2に掲げる石綿含有産業廃棄物等の溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法

イ 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る無害化処理の方法

ウ 法第11条第2項の規定により市町村が産業廃棄物を処理する場合(当該産業廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合を含む。)に、一般廃棄物処理施設であって石綿含有産業廃棄物等の溶融施設に係る構造基準に適合するものにおいて、当該溶融施設に係る維持管理基準に従い溶融する方法

エ 石綿含有産業廃棄物をアからウまでに掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法(イ及びウに掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設に係る構造基準に適合する破碎設備を用い、かつ、当該溶融施設に係る維持管理基準に従い破碎又は切断を行う方法に限る。)

(3) 埋立処分について

石綿含有廃棄物の埋立処分に当たっては、一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずることとする。(施行令第3条第3号チ及び第6条第1項第3号ヨ関係)

また、石綿含有廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める以下の基準に適合することとする。(施行令第3条第3号リ及び第6条第1項第3号ム)

① 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準は、以下のとおりとする。

ア 第二1(2)②アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じた廃棄物(ばいじんを除く。)については、以下のような性状になるよう処理されていることとする。

(ア) 石綿が検出されない性状にすることとする。

(イ) 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」(日本工業規格JIS A 1481)に準拠した方法を用いることとする。

(ウ) (イ)において、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。(電子顕微鏡を用いた検定方法については別途通知する。)

イ 第二1(2)②アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じた

ばいじん及び第二1(2)②エに掲げる方法により破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、アに掲げる性状になるよう処理され、又はばいじん若しくは粉じんが飛散しないようセメント固化されていることとする。

ウ 第二1(2)②オに掲げる方法により破碎又は焼却を行ったことにより生じた廃棄物については、石綿が当該廃棄物の重量の0.1パーセント以下となるよう処理され、アに掲げる性状になるよう処理され、又は石綿が飛散しないようセメント固化されていることとする。

② 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準は、以下のとおりとする。

ア 第二1(2)③アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じた廃棄物（ばいじんを除く。）については、①アに掲げる性状になるよう処理されていることとする。

イ 第二1(2)③アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じたばいじん及び第二1(2)③エに掲げる方法により破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、①アに掲げる性状になるよう処理され、又はばいじん若しくは粉じんが飛散しないようセメント固化されていることとする。

(4) 溶融処理生成物の取扱いについて（施行令第6条第1項第3号イ関係）

石綿含有産業廃棄物等を無害化処理認定を受けた施設（溶融処理を行う施設に限る。）において処理した場合に生じた溶融処理生成物及び施行令第7条第11号の2に掲げる施設において生じた溶融処理生成物は、施行令第2条第8号に掲げる鉱さいに該当するものとして扱うこととする。このうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第105号）に定める産業廃棄物については、施行令第6条第1項第3号イ(6)に基づき指定する安定型産業廃棄物とする。また、石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は同じく溶融処理したことにより生じたばいじんを溶融処理し生成したものについても同様とする。

なお、既に法第14条第6項若しくは第14条の2第1項の許可を受けている者であって、施行令第6条第1項第3号イ(4)に掲げる廃棄物（以下「ガラスくず等」という。）を扱うことができる者については、施行令第6条第1項第3号イ(6)に基づき指定する安定型産業廃棄物を扱うための許可を受けたものとみなす。また、既に法第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を受けている場合であって、当該安定型最終処分場がガラスくず等を埋め立てることができる施設である場合については、施行令第6条第1項第3号イ(6)に基づき指定する安定型産業廃棄物を埋め立てることができる安定型最終処分場とみなすこととする。

## 2 石綿含有産業廃棄物等の溶融施設について

石綿含有産業廃棄物等を溶融する施設を設置しようとする場合は、新たに法第15条に基づく



都道府県知事（政令で定める市の市長を含む。以下同じ。）による施設の許可制度に位置付けたので、本制度を活用されたい。

(1) 構造基準（施行規則第12条の2第13項関係）

- ① 外気と遮断された状態で石綿含有産業廃棄物等を投入することができる供給設備が設けられていることとする。ただし、パッチ式溶融炉のように、1回ごとに石綿含有産業廃棄物等を溶融する方式の溶融炉であって、石綿含有産業廃棄物等の溶融中に外気と接することがないものについては、この規定は適用しない。
- ② 石綿含有産業廃棄物等を摂氏1500度以上の状態で溶融することができるものであることとする。
- ③ ②の温度を石綿含有産業廃棄物等の溶融に必要な滞留時間を保つことができるものであることとする。溶融を行うに必要な滞留時間については、当該溶融炉の構造等を踏まえて判断されたい。
- ④ 適切な溶融炉内の温度を保つため、空気量を調節することができる設備その他の必要な設備を設置されていることとする。
- ⑤ 適切な運転が行われていることを確認するため、溶融炉内の温度を連続的に測定することが必要であるが、溶融炉内の温度を直接測定するのは困難であることにかんがみ、溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていることとする。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合はこの限りでない。間接的に測定する場合にあっては、測定温度と溶融中の石綿含有産業廃棄物等の温度に一定の相関が認められる位置において測定することとする。
- ⑥ 「排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）」とは、排ガスにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのない処理を行うことができるものであり、具体的には、バグフィルタ又は同等以上のばいじん除去能力を持つ設備を備えた排ガス処理設備を指す。また、排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることについては、排ガス中の石綿の濃度が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準を参考に判断することとする。
- ⑦ 溶融処理に伴い生じる溶融処理生成物が適正に溶融されていることを確認するために、溶融処理生成物が炉外に出る際の流動状態を確認できるモニター等の設備が設けられていることとする。
- ⑧ 溶融処理の前処理として必要な破碎を行う場合にあつては、以下の要件を備えた破碎設備が必要であることとする。なお、当該設備は、溶融施設に付属する前処理設備として扱うものであり、溶融施設に係る許可時に併せて審査を行うこととし、別途破碎施設の許可を要するものではないこととする。
  - ア 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するモニ



ター等の設備を備えるなど、必要な措置が講じられていることとする。

- イ 破砕設備は石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう建物の中に設けられていることとする。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破砕設備と一体となった集じん器が設けられている場合（設備全体が覆い等で覆われ、外部に石綿含有産業廃棄物及び破砕によって生じた粉じんが飛散しない場合等）は、この限りでない。
- ウ 破砕施設から生じる粉じんの周囲への飛散を防止するため、バグフィルタ又は同等以上の粉じん除去能力を持つ集じん器等、粉じんを除去する高度な機能を有する集じん器及び散水装置その他必要な装置を備えていることとする。

### (2) 維持管理基準（施行規則第12条の7 第13項関係）

- ① 施設の構造基準に対応した適切な維持管理を行い、記録することとする。
- ② 排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録することとする。
- ③ 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行うこととする。ここでいう、環境大臣が定める基準とは、以下のような性状になることをいう。
  - (ア) 溶融処理生成物に石綿が検出されない状況にすることとする。
  - (イ) 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」（日本工業規格 J I S A 1481）に準拠した方法を用いることとする。
  - (ウ) (イ)において、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。（電子顕微鏡を用いた検定方法については別途通知する。）
- ④ 破砕によって生ずる粉じんのための集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録することとする。

### (3) 生活環境影響調査等

石綿含有産業廃棄物等の溶融施設は、周辺的生活環境への影響を慎重に判断することが求められるため、焼却施設の設置許可手続の場合と同様の手続を行うこととする。具体的には以下の手続を行う。

- ① 許可を受けようとする場合は、生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、その結果を示す書類を作成して許可申請書への添付が必要であることとする。
- ② 大気汚染に係る分野において、生活環境影響調査の実施の際は、季節変動を十分に考慮した調査が必要であることとする。ただし、当該施設が施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に規定する施設であり、過去に同一施設において生活環境影響調査を実施している場合は、季節変動に係る調査については必要最低限の調査にとどめ、



改めて季節変動を考慮した調査を実施を求めるものではない。

- ③ 都道府県知事は、申請書及び生活環境影響調査書類の縦覧等を行うこととする。
- ④ 都道府県知事は、施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村長の意見を聴取することとする。
- ⑤ 施設の設置に関し利害関係を有する者は、都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できることとする。

### 3 その他

#### (1) 排出事業者に対する指導等

- ① 石綿含有産業廃棄物の適正処理を行うためには、排出段階で石綿含有産業廃棄物とその他の産業廃棄物を区分して保管し、排出することが極めて重要である。排出事業者に対しては、この点を特に周知されたい。(施行規則第8条関係)

排出事業者が石綿含有産業廃棄物の保管（建築物等の解体場所において、解体業者が解体物を廃棄物として運搬するまでの間の保管を含む。）を行う場合にあっては、以下の措置を講じることとする。

- (ア) 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けることとする。
- (イ) 石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。
- (ウ) シートで覆うこと、梱包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ずることとする。
- ② 今般の政令等の改正により、石綿含有産業廃棄物の破碎のみの処理を行うことが禁止されたため、排出事業者に対して破碎のみの委託を行うことがない等、処理基準の改正について十分な周知を図られたい。

#### (2) 石綿含有一般廃棄物等に係る情報の伝達、最終処分場における埋立後の状況の把握等

石綿含有産業廃棄物の処理の流れを把握すること及び石綿含有一般廃棄物等の最終処分場における埋立後の状況を把握することにより、石綿含有廃棄物の的確な管理を可能とするため、次の改正を行った。ただし、この改正省令が施行される際に埋め立てられている石綿含有一般廃棄物等については、③から⑦までの措置は従前の例によることとする。

- ① 排出事業者及び廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有廃棄物が含まれる場合には、石綿含有廃棄物に係る記載を行うこととする。(施行規則第2条の5、第8条の5、第10条の8関係)
- ② 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。なお、当該規定が施行の際現に締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業



廃棄物が含まれる旨を規定することが望ましい。(施行規則第8条の4の2、第8条の20、第8条の21、第8条の31の2、第8条の32関係)

- ③ 最終処分場の設置者は、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとする。(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第20号、第2条第2項第2号、第3号関係)
- ④ 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了の届出の際に、埋め立てた廃棄物に石綿含有一般廃棄物等が含まれる場合は、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出することとする。また、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付することとする。本図面は、平面図及び断面図から構成されるものとし、法第15条の19の規定による廃棄物が地下にある土地の形質変更の際に、生活環境保全上の支障を生じさせないよう適切な対応を図るために必要な内容を含むものであることとする。(施行規則第5条の5、第12条の11関係)
- ⑤ 最終処分場の設置者は、最終処分場の廃止の確認の申請の際に、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている場合は、その旨を記載した申請書を都道府県知事に提出することとする。また、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付することとする。(施行規則第5条の6、第12条の11の2関係)
- ⑥ 都道府県知事は、法第15条の18に規定する指定区域台帳の帳簿に、地下にある廃棄物が石綿含有一般廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有一般廃棄物等の数量を記載することとする。また、石綿含有一般廃棄物等が地下にある場合にあっては、指定区域台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加することとする。なお、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、石綿含有一般廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないよう、法15条の17に基づく指定区域の指定及び法第15条の18に基づく指定区域台帳の調製を速やかに行われたい。(施行規則第12条の34関係)
- ⑦ 指定区域内において土地の形質変更を行おうとする者が都道府県知事に届出を行う際、地下にある廃棄物が石綿含有一般廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有一般廃棄物等の位置を示す図面を添付することとする。また、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、石綿含有一般廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないようにするための必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとする。なお、形質変更の際の事前調査時及び形質変更時に、過去に石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられていたことが判明した際にも、同様の指導を行うことが望ましい。(施行規則第12条の35、第12条の36、第12条の38、第12条の40)

- (3) 既存の石綿含有産業廃棄物等の溶融施設について (施行令附則第2条関係)

改正政令の施行の際現に施行令第7条第11号の2に掲げる石綿含有産業廃棄物等の溶融施設を設置している者は、法第15条第1項の許可を受けたものとみなす。また、許可を受けた



とみなされた者に対しては、改正政令附則第2条第2項に基づき制定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成18年環境省令第24号）により届出をさせることとする。

また、本規定により法第15条第1項の許可を受けたとみなされた施設は、施設の改善命令（法第15条の2の6）等の規定が適用される。

(4) 研究機関の実験設備等の扱いについて

研究機関等において設置している屋内実験設備等の中には、断熱材等として石綿が含まれる場合がある。このような設備を除去した後の廃棄物の処理については、石綿含有一般廃棄物等の取扱いに準じた対応を行うことが望ましい。

(5) 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて（平成17年8月22日付け環廃産発第050822001号）」の取り扱いについて

石綿含有産業廃棄物について、今般飛散防止のための処理基準の強化等の措置を法令上位置付けたことに伴い、標記通知は廃止することとする。なお、中間処理業者において、積替え保管設備を活用して最終処分場に搬入する場合は考えられることから、都道府県等においては、これら中間処理業者から、収集又は運搬（積替え保管を含む。）に係る申請があった場合には、保管場所の確認を行い、基準に適合していると認められる場合には、速やかに当該収集運搬業の許可を発出されたい。

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により他自治体からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。したがって、かかる事態を招くことなく円滑な処理が確保されるよう留意されたい。

(6) 産業廃棄物処理業に係る許可の取扱いについて

産業廃棄物収集運搬業者であって、改正政令の施行の際現に石綿含有産業廃棄物を取扱っている者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わない。ただし、取扱う産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物を含むことを明記するよう改正を行ったところであり、積替え又は保管を行う場合に取扱う廃棄物を明確にするため変更の届出を求めるなど適切な指導を行うよう努められたい。



# マニフェストの記載方法に変更があります。

## 非飛散性アスベストが含まれている産業廃棄物についても 石綿含有産業廃棄物と記載する必要があります。

平成18年10月1日より、排出事業者は石綿含有産業廃棄物を運搬又は処分を委託する際は、非飛散性アスベストが含まれていることを「産業廃棄物」の「種類」の欄に記載し、「数量」の欄にその数量を記載することが義務づけられます。  
他の産業廃棄物と区別し、石綿含有産業廃棄物でマニフェストを別途1枚交付する必要があります。  
下記の記入例を参考に、適正なマニフェスト交付を行いましう。



**記入例**

**直管用マニフェストの場合**

- ①「産業廃棄物」の「種類」にチェックを入れる。
- ②「種類」の項目の空欄に石綿含有産業廃棄物と記載しチェックを入れる。
- ③「数量」の欄に数量を記載する。

**積替用マニフェストの場合**

- ①「産業廃棄物」の「種類」の欄に、石綿含有産業廃棄物と記載する。
- ②「数量」の欄に数量を記載する。

<p><b>マニフェスト以外の 変更箇所</b></p>	<p><b>委託契約書</b> 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明記します。</p>	<p><b>産業廃棄物処理事業者がつける帳簿</b> 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明らかにすることが必要となります。</p>
----------------------------------	--	--



## 「石綿含有産業廃棄物」の記入のしかた

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより石綿含有産業廃棄物（＊）の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務づけられました。

（＊）石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）。

- ・石綿含有産業廃棄物の処分については破砕・切断が原則禁止（収集運搬のために必要な措置講じて行う破砕等は認められる）され、埋立処分、溶融、無害化することが必要となります。
- ・石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。記入例は下記のとおりです。

### ・建設系廃棄物マニフェストの記入例

#### ①ガラス・陶磁器くず（石綿含有大平板・スレート波板等）

産業廃棄物の種類 (単位：t, kg, m <sup>3</sup> , 枚)								形状	荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	
01コンクリートがら		07混合 (安定型のみ)		11建設汚泥				21廃石綿等		
02アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	4	12紙くず						
03その他がれき類				13木くず						
⑩ガラス・陶磁器くず				14繊維くず						
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード						
06金属くず				16混合 (管理型含む)			総重量又は総容量	4		
									①固形状	1バラ
									2泥状	2コンテナ
									3液状	3ドラム缶
										④袋

#### ②廃プラスチック類（石綿含有Pタイル等）

産業廃棄物の種類 (単位：t, kg, m <sup>3</sup> , 枚)								形状	荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	
01コンクリートがら		07混合 (安定型のみ)		11建設汚泥				21廃石綿等		
02アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	2	12紙くず						
03その他がれき類				13木くず						
04ガラス・陶磁器くず				14繊維くず						
⑪廃プラスチック類				15廃石膏ボード						
06金属くず				16混合 (管理型含む)			総重量又は総容量	2		
									①固形状	1バラ
									2泥状	2コンテナ
									3液状	3ドラム缶
										④袋

#### ③種類の異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合

産業廃棄物の種類 (単位：t, kg, m <sup>3</sup> , 枚)								形状	荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	
01コンクリートがら		07混合 (安定型のみ)		11建設汚泥				21廃石綿等		
02アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	6	12紙くず						
03その他がれき類				13木くず						
⑩ガラス・陶磁器くず				14繊維くず						
⑪廃プラスチック類				15廃石膏ボード						
06金属くず				16混合 (管理型含む)			総重量又は総容量	6		
									①固形状	1バラ
									2泥状	2コンテナ
									3液状	3ドラム缶
										④袋

#### ④岩綿吸音板（石綿含有）と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合

産業廃棄物の種類 (単位：t, kg, m <sup>3</sup> , 枚)								形状	荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	
01コンクリートがら		07混合 (安定型のみ)		11建設汚泥				21廃石綿等		
02アスコンがら				12紙くず						
03その他がれき類				13木くず						
⑩ガラス・陶磁器くず				14繊維くず						
05廃プラスチック類				⑮石膏ボード						
06金属くず				16混合 (管理型含む)			総重量又は総容量	4		
									①固形状	1バラ
									2泥状	2コンテナ
									3液状	3ドラム缶
										④袋

建設九団体副産物対策協議会  
建設マニフェスト販売センター



## 環境情報基地「環境ふれあいコーナー」の設置について

岐阜県東濃振興局環境課

東濃振興局では、昨年9月に発生した瑞浪市日吉町の不法投棄事案を契機に、総合庁舎全職員150人体制の早朝夜間パトロールの実施、また産廃手帳の作成等独自の活動を実施するなど、不適正処理の未然防止などに万全を期しているところですが、更に一層の体制強化を図るため、特に関心の高まっている環境行政に関する、①地域住民の皆様が瞬時に知っていただきたい情報、②地域住民の皆様が必要としている情報を、迅速かつ正確に提供する場として、「環境ふれあいコーナー」を管内3市の協力を得て、22カ所に設置しました。

また、このコーナーでは、行政から一方的に情報を流すだけでなく、不適正事案の未然防止のために、「不審な車の出入りがある」、「不審な作業をしている」などの目撃情報を地域住民の方からご提供いただくための「環境110番」を設置することにしております。

行政と地域住民との「ふれあいの場」、「情報交換の場」として、風通しのよい双方向型の「環境情報基地」を目指します。

### 1 目 的

東濃振興局管内では、硫酸ピッチ事案をはじめ廃棄物の不適正事案が多く見られ、またヒ素による地下水汚染といった環境問題事案なども発生しています。

不適正事案の対応は「早期発見」、「迅速な対応」、更には「不審な段階での把握」、「未然防止」が原則であり、行政が率先して取り組むことはもちろんですが、地域住民を含めた総ぐるみの取り組みが不可欠です。

このため、行政の持つ情報をいち早く地域住民に提供するとともに、地域住民が見聞した不審車の出入り、不審な作業行動、悪臭や汚水などの環境汚染につながる情報等の提供を受けるなど情報の共有を図り、地域に密着した情報交換の場とします。

### 2 実施主体

東濃振興局、多治見市、瑞浪市及び土岐市

### 3 実施内容

#### ①環境ふれあいパネルの設置

県・市等行政機関、自治会などが環境に関連した内容で地域の方に伝えたいことをパネルに掲示します。

- ・多治見市 公民館等8カ所と多治見市役所
- ・瑞浪市 コミュニティーセンター5カ所と瑞浪市役所



・土岐市 支所5カ所、分駐所1カ所と土岐市役所

②環境110番の設置

不審車両情報等を受け取るための環境110番（通報箱）を設置します。（環境ふれあいパネルとともに設置）

4 設置月日

平成18年9月1日

**環境への取り組み知って**

瑞浪市日吉町の産業廃棄物不法投棄事件などを受け、県東濃振興局は一日、環境に対する行政の

濃浪市日吉町の産業廃棄物不法投棄事件などを受け、県東濃振興局は一日、環境に対する行政の

濃浪市日吉町の産業廃棄物不法投棄事件などを受け、県東濃振興局は一日、環境に対する行政の

県東濃  
振興局

**3市22カ所に「情報基地」設置**



「環境ふれあいコーナー」や各公民館など22カ所に設置した。環境に対する行政の取り組みや環境汚染の現状

環境に対する行政の取り組みなどを掲示する環境ふれあいコーナーは多治見市役所

を地域住民に知ってもらい、不法投棄などの社会問題について関心を高めようとする狙い。住民からの情報提供を求める意見箱「環境110番」も設置した。

初日は、産業廃棄物の定義や県内の不適正処理事案の一覧などを掲示。同振興局環境課は「全国でも例のない取り組み。住民と行政の情報交換の場として機能させていきたい」と話している。

（河合修）

岐阜県東濃振興局が、行政と地域住民との双方向型「環境情報基地」を目指して管内3市の協力を得て22カ所に設置した「環境ふれあいコーナー」を新聞も紹介（岐阜新聞東濃版 9月2日付）



## わがまちの産業廃棄物問題と対策



「自然と歴史が育むふれあいと  
活力のある健康文化都市」

揖斐川町長 宗 宮 孝 生

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本町を始め各地域におかれまして廃棄物の適正な処理の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、協会をあげて積極的な環境保全に取り組んでおられますことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

揖斐川町は、平成17年1月31日に旧揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村の1町5村が合併し、人口約2万7千人の町として新たにスタートしました。本町は岐阜県の最西部に位置し北は福井県、西は滋賀県と接し、東西方向約20km、南北方向約35kmで、ほぼ南北に長い長方形を成し、面積は803.68km<sup>2</sup>で、岐阜県(10,598.18km<sup>2</sup>)の7.6%を占めている町です。また、町の南西部から北西部にかけては、標高1,100m～1,300m前後の山々がそびえ、その山間を縫うように揖斐川、坂内川、日坂川、根尾川、粕川などが流れています。町域の93.0%が森林で、揖斐峡、小津溪谷、夜叉ヶ池など、風光明媚な景観を形成し、他に例を見ないヤシャゲンゴロウや清流のシンボルであるイワナやアマゴ、アユなどの魚が生息する豊かな自然に囲まれた町であります。

その中で、日本最大の総貯水量が見込まれる徳山ダムの試験湛水がまもなく始まります。現在、町は「人と自然が共生するまちづくり」を掲げ、美しい自然環境を次世代へ継承するため、町全体の森林環境の保全活動を推し進め、特に徳山ダム湖周辺は、広葉樹の植栽など、貴重な動植物が生息し続けることができる自然環境づくりに努めるため、公有地化事業を進めています。また、環境への負担を軽減するため、公共下水道の整備や農業集落排水事業、合併浄化槽の設置など、地域の実情に応じた適正な生活排水の処理を計画的に整備・支援をしています。さらに、循環型社会の構築に向けて、住民、事業者、行政の協働による廃棄物の減量化、資源化を促進するため、生ごみ処理機の設置補助、各種団体が行う資源回収補助、また、地域ぐるみで取り組む環境美化活動等への支援をしています。

本町の一般廃棄物処理ですが、可燃物については、一部事務組合である西濃環境整備組合にて焼却処理を行っています。資源ごみについては、旧町村において、回収品目や分別方法等が異なり、今後の課題となっておりますが、循環型社会の構築に向けて、旧揖斐川町が実施している拠点回収を含めた21品目の分別収集体制を整えていく事が急務であると考えております。また、粗大ごみの有料化についても今後、取り組んでいく必要があると考えております。

産業廃棄物についてですが、国内では不適正な処理事案について、ほぼ毎日のようにテレビで報道されたり、紙面を賑わしている状況があります。本町においても、不適正事案が見受けられ、廃タイヤの野積みや瓦類の不法埋立、頻繁に発生する不法投棄に悩まされている現状があります。

このような問題の解決や、豊かな自然環境を守るために、貴協会のご協力は不可欠のものであります。

最後になりましたが、今後とも廃棄物行政へのご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員各位のご活躍をお祈り申し上げます。



**(社)岐阜県産業環境保全協会**

○理事会の開催

平成18年度第2回理事会が9月6日(水)午後1時30分から岐阜市内の「岐阜県県民ふれあい会館」において開催されました。

この理事会では、次の議案が審議され、いずれの議案も全員一致で原案のとおり可決、承認されました。

- 第1号議案 「産業廃棄物対策基金設置運営規程」の運用方針について
- 第2号議案 役員を選任について
- 第3号議案 委員会委員の選任について
- 第4号議案 新規加入会員の承認について
- 第5号議案 理事の辞任について



第2回理事会

**産業廃棄物対策基金の設置等について**

本年6月23日開催の第34回通常総会において定款変更議案が可決され、さらに同年7月11日付けで岐阜県知事の定款変更認可が得られたことにより、社団法人岐阜県産業環境保全協会として、正式に「産業廃棄物対策基金の設置運営」を行うことが可能となりました。

一方、「清算中の財団法人地球環境村ぎふ」からは、予定どおり、本年7月10日に「215,474,623円」が当協会に対して寄附されましたので、当協会としましては、これを全額「産業廃棄物対策基金」に積み立て、管

理運営を行うとともに、安全確実かつ有利な方法で資金運用を行うことと致しました。

**産業廃棄物対策基金設置運営規程の運用方針について**

本年6月23日開催の第34回通常総会において、「産業廃棄物対策基金設置運営規程」が可決されたところですが、同規程第3条の「基金の対象となる事業」について、若干わかりにくい面があったため、さる9月6日開催の理事会において、その運用方針が決定されました。その内容は次のとおりです。

(運用方針)

「産業廃棄物対策基金設置運営規程」第3条第1項における「基金の対象となる事業」は、原則として「当該産業廃棄物処理施設の管理者が当協会の会員である場合に限る」ものとし、さらに、「不法処理等の法令違反があった場合は対象としない」ものとする。

**参考** 産業廃棄物対策基金設置運営規程(事業)

第3条 基金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- 一 天災等により産業廃棄物処理施設の構造が破壊され、生活環境に被害が生じた場合であって、施設管理者がその対策を講じきれなかったときにおける対策
- 二 産業廃棄物処理施設において、施設管理者が倒産により維持管理不能となり、生活環境に被害が生じる恐れがあると懸念される場合における対策
- 三 岐阜県の積極的な関与のもとに行われる共同産業廃棄物処理施設設置等の推進にかかる事業



- 四 その他、産業廃棄物対策で特に必要と認められる事業
- 2 前項に掲げる事業の実施に当たっては、理事長が理事会に諮って決定するものとする。

## 新理事・新委員の紹介

平成18年9月6日開催の第2回理事会において、理事、賛助会員の西濃地域産業廃棄物処理推進協会会長 栗島那法氏が退任され、後任会長の三島 誠氏（写真）が新理事に就任されました。また、同時に総務委員にも選任されました。



三島 誠氏

## 理事の辞任

当協会の設立当初から理事を務めて頂きました日本環境(株)代表取締役 田中一郎氏から理事辞任届が提出されましたので、これを承認しました。田中氏には、平成元年から理事として協会の発展に多大のご尽力を頂きました。

## ○委員会の開催

平成18年9月6日(木)及び9月12日(火)に広報編集委員会等3つの委員会が岐阜市内の「岐阜県民ふれあい会館」において開催され、事業執行等について審議されました。

### 第2回広報編集委員会

(9月6日午前10時30分から)

1. 協会報「ぎふ環境保全」第68号の編集方針について

### 第2回研修指導委員会

(9月12日午前10時30分から)

1. 廃棄物処理施設の視察について

2. 産業廃棄物関係法令等研修会について

### 第2回適正処理委員会

(9月12日午後1時30分から)

1. 自主巡回指導の実施について  
2. 廃棄物処理施設の視察について

## ○エコアクション21・産業廃棄物処理業者向けマニュアル等説明会の開催

平成18年7月20日(木)午後1時30分から「岐阜県民ふれあい会館」大会議室において、会員94名の参加を得て、説明会を開催しました。研修内容は、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度に取り組もうとする会員を支援し、環境保全への取組を促進するため、次の内容で説明会を行いました。

1. 岐阜県における産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について

(講師：岐阜県廃棄物対策課

主任技師 西塔 剛氏)

2. エコアクション21・産業廃棄物処理業者向けマニュアルについて

(講師：財地球環境戦略研究機関

エコアクション21参与 笹尾 英弥氏)



## ○「電子マニフェスト普及促進モデル事業」の試験運用を開始

当協会では、今後の電子マニフェストの普



及促進を図る上の課題、対応策等を検討するため、平成18年度事業として「電子マニフェストモデル事業」の実施を計画していましたが、この度10月から試験運用を開始しました。

このモデル事業の実施にあたり、8月9日(水)に岐阜市内の岐阜県水産会館において開催しました「電子マニフェスト導入検討委員会第2回幹事会」で「モデル事業参加企業」としてご協力頂く会員企業等が決まりました。8月25日(金)には、「モデル事業参加企業」を対象として「勉強会」を岐阜県県民ふれあい会館で開催し、電子マニフェストシステムの概要と運用、機器操作等の研修をしていただきました。



「モデル事業参加企業」の「勉強会」

また、「モデル事業参加企業」としてご協力頂いています企業等は、次のとおりです。

• 汚 泥

- 明治製菓(株) 岐阜工場
- 特種製紙(株) 岐阜事業部
- 土岐市浄化センター
- フタムラ化学(株) 岐阜工場
- (株)セイノーマテリアル
- (株)粥川商店
- 寿和工業(株)
- 住友大阪セメント(株) 岐阜工場
- (株)大雅

• がれき類

- (株)市川工務店
- (株)丸萬後藤興業
- (株)松野組
- 山口実業(株)
- 秋田建設(株)
- (株)カンチ

• 廃プラスチック類

- 県立岐阜病院
- 県立下呂温泉病院
- 大洋薬品工業(株)
- (株)マテリアル東海
- 中島清掃(株)
- (株)東海環境ディベロップ

• 医療系

- 県立多治見病院
- 県立下呂温泉病院
- (株)マテリアル東海
- (株)東海環境ディベロップ

• 建設系

- (株)土屋組
- 岐建(株)
- (株)宇佐美組
- (株)研木村

○「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施

この体験ツアーは、平成16年度から岐阜県が実施し、17年度から県と当協会の共催事業として実施しました。開催時期は、今年度も小・中学生が参加しやすい夏休みに実施されました。体験ツアーの内容は、産業廃棄物の排出事業場、中間処理施設、最終処分場など産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の施設を見学することができ、参加された県民には大変好評で、「産廃について認識が変わった」、「わかりやすいツアーだった」などの感想を頂きました。



(事業の概要・結果)

- 参加者 県内在住の方  
(小・中学生は、保護者同伴)

•日程・参加人員

8月3日	飛騨コース	27名
8月8日	東濃コース	47名
8月10日	西濃コース	47名
8月21日	中濃コース	27名
8月24日	岐阜コース	64名
合計		212名

なお、この体験バスツアーの視察施設としてご協力を頂きました当協会の会員等関係企業は、次のとおりです。

- (株)佐合木材
- 三洋電機(株)
- 住友大阪セメント(株) 岐阜工場
- (有)東海バイオ
- 寿和工業(株)
- (株)日本環境管理センター
- (株)星野産商
- (株)マルエス産業
- 明治製菓(株) 岐阜工場

(社)全国産業廃棄物連合会

## ○災害廃棄物処理担当者連絡会議の開催

平成18年7月28日(金)に東京都内の砂防会館別館で、災害廃棄物の処理を進める上での諸問題を把握、研修するため、平成16年度に被災した自治体における災害廃棄物の処理に協力・支援した実績のある新潟、京都、兵庫、香川の4県協会から5件の事例(風水害・震災)が発表されるなど下記議題により開催され、当協会から粥川理事兼適正処理委員長と勝川事務局長が出席しました。

1. 各県協会の取組状況
2. 各災害における対応状況
3. 災害時の問題点・課題

なお、平成18年3月現在、自治体と協定を締結している協会は11で、協議中は7、締結していない協会は29となっています。

## ○全国正会員事務局責任者会議の開催

平成18年9月1日(金)、(社)全国産業廃棄物連合会と各正会員事務局との意見交換会等を目的として、全国正会員事務局責任者会議が東京都内の虎ノ門パストラルで開催されました。今回の会議は、「電子マニフェスト普及」に特化したもので、次の議題について説明・意見交換が行われましたが、会議冒頭、國中全産連会長、木村環境省産業廃棄物課長、古市日本産業廃棄物処理振興センター理事長から「電子マニフェストの普及率アップ」についての強い要請がありました。当協会からは種田専務理事が出席しました。

1. 電子マニフェストの普及方策について
2. 電子マニフェストの仕組み及び普及状況について
3. マニフェスト推進委員会及び検討ワーキングについて
4. 電子マニフェスト普及について意見交換
5. その他

中部地域協議会

## ○第1回中部地域協議会の開催

平成18年7月19日(木)に平成18年度第1回中部地域協議会が静岡市内において、次の議題により開催されました。当協会から、清水副理事長及び後藤副理事長、粥川理事兼適正処理委員長、種田専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

1. 平成17年度事業報告並びに収支決算報告について
2. 中部地域協議会開催実績及び計画について



て

3. 欠格要件制度の緩和に関する要望について
4. 電子マニフェストについて
5. その他

**○第2回専務理事会議の開催**

平成18年9月29日(金)、平成18年度第2回中部地域協議会専務理事会議が三重県四日市市内において、次の議題により開催されました。

1. 中部地域協議会の平成18年度事業（下半期）の推進について
2. 優良性事業に係る各協会の取り組みについて
3. 電子マニフェストの普及方策について
4. 情報交換等
5. 施設見学「四日市エコタウン（使用済みプラスチックリサイクル工場）」

**岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会**

**○第1回委員会の開催**

岐阜県が設置した岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の第1回委員会が平成18年8月11日に岐阜県議会西棟第1会議室で開催され、次の項目を議題として審議されました。当協会から委員として、中本理事長が出席しました。

1. 委員長選出及び委員会設置に関する各種規程の承認について
2. 委員会設置の経緯について
3. 委員会の検討事項について
4. 県内の産業廃棄物処理の動向について
5. その他

**○第2回委員会の開催**

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の第2回委員会が平成18年9月26日に岐阜県

県民ふれあい会館14階展望レセプションルームで開催されました。会議では、次の議題について審議されました。

当協会から委員として、中本理事長が出席の予定でしたが、体調不良により急遽欠席となりました。

1. 県の公共関与に関する経緯について
2. 公共関与のあり方について
3. 産業廃棄物処理施設の視察等について

**財地球環境村ぎふ清算人会の開催**

現在清算中の財地球環境村ぎふは、平成18年8月21日(月)に次の議題について「清算人会」を開催し、すべて承認されました。当協会から監事として、種田専務理事が出席しました。

なお、財地球環境村ぎふは、今回の「清算人会」をもって清算を終了し、解散しました。

- 第1号議案 平成17年度事業報告について
- 第2号議案 平成17年度決算について
- 第3号議案 財団法人地球環境村ぎふの清算報告について

**産業廃棄物処理関係講習会の開催結果**

(平成18年度10月15日現在)

平成18年度の講習会のうち、7月16日から10月15日までに開催された結果は、次のとおりです。

(会場：岐阜市内の岐阜県県民ふれあい会館)

・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
9月21日	120	126	4	122
9月22日	120	123	1	122



## 新規加入会員の紹介

平成18年度第2回理事会を平成18年9月6日開催し、次のとおり新規会員が承認されました。

### 【正会員】

会 員 名 代 表 者	住 電 話 番 号 所 号	業 の 区 分	備 考
株式会社 大地 代表取締役 浜 岡 直 彦	〒509-6251 瑞浪市日吉町8799-1 ☎0572-69-0125	中間処理業	
日本リファイン 株式会社 代表取締役 川 瀬 泰 人	〒503-0212 安八郡輪之内町中郷新田2573-1 ☎0584-69-3155	収集運搬業 中間処理業	

### (参 考) 会員の状況

会員区分	5月17日現在	入 会 数	退 会 数	9月6日現在	増 減
正 会 員	380	2	2	380	0
賛助会員	107	0	0	107	0
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	489	2	2	489	0

## 訃 報

当協会事務局長 勝川輝義氏が逝去されました。



当協会事務局長勝川輝義氏は、平成18年9月19日急逝されました。享年61歳でした。

勝川氏は、平成17年4月1日に当協会の事務局長に就任され、協会事務の円滑な運営に多大の貢献をされました。厚く感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。



## ＜ 協会への入会のおすすめ ＞

### —— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

◎ 入 会 金    正 会 員            10,000円

◎ 会 費    正 会 員 月 額 10,000円  
          賛助会員 年 額 30,000円

◎ 入会方法        入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764



## 広告掲載会員を募集します

—— 本誌：協会報「ぎふ環境保全」の広告掲載 ——

本誌、協会報「ぎふ環境保全」に掲載する会員の広告を募集します。

ご希望される方は、協会事務局へご連絡ください。

### ◎広告

◇原稿 完全版下

制作費、持ち込み版下の縮小・拡大などを要する場合、別途料金が必要

◇掲載面 本文

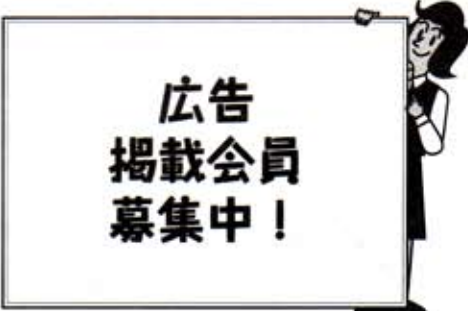
◇掲載料 A4版 1ページ カラー 会員 30,000円

モノクロ 会員 10,000円

A4版 2分の1ページ カラー 会員 15,000円

モノクロ 会員 5,000円

☆年間（季刊4回）連載掲載の場合は、10パーセント割引



広告  
掲載会員  
募集中！

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在約330件の会員の皆様からご利用いただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続をすれば、金融機関口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関で取扱いができます。その他の金融機関については事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)  
 信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)  
 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)  
 農 業 協 同 組 合 (岐阜県のすべての農業協同組合)  
 労 働 金 庫 (東海労働金庫)  
 郵 便 局 (全国の郵便局)

3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りいたしますので、ご記入の上返送くだされば、こちらの方で手続きいたします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は、下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 0 5 8 ( 2 7 2 ) 9 2 9 3 (担当：大谷)



## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局で「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入し、直接購入する。
- 送料着払いによる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発送により購入する。  
（管理票代金後払い（郵便振込）による購入）

### 発送を希望される方

- 27ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、当協会FAX（058-272-6764）へ送信ください。
  - 産業廃棄物管理票（マニフェスト）発送の際に、郵便払込取扱票を同封しますので、到着日を含め10日以内に振込ください。
  - 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せますので、お届けするのに1週間前後かかります。
- ☆ 産業廃棄物管理票（社全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、27ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：村瀬）

TEL 058（272）9293

FAX 058（272）6764

社岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱
	連続票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議 会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 34ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

※事務局記入欄

支払	振込 No
方法	現金
整 理	



委員長 野村 清 晴  
副委員長 山口 繁  
委員 大野 安 一 加藤 宏 川合 清 和  
中尾 勝 野々村 清 松田 康 利

## 編集後記

9月上旬に、ある産業廃棄物処理事業者の講習会が開催されました。その節、岐阜県からお越し頂きました講師の方が開口一番「この度は、県民の皆様にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした」と言われたのには、正直驚きました。

県の裏金問題は、連日マスコミによって報じられ、全国的にも大きな問題として関心を集めています。確かに、裏金の捻出、不適切な支出、当該行為の隠蔽等公務員の職務規定に反する行為はあったであろうから、事実を明確にして可能な限りこれを補填し、再発防止のための仕組みを構築し、責任者に対する何らかの処罰は必要でしょう。

しかし、マスコミで報道されるように、岐阜県の職員はみんなそんなに悪党ばかりであろうか、また、裏金問題に直接関与した職員はそれなりの言い分はないのだろうか。

今、一番大事なことは、県職員を叩きのめして裏金の返還に血道をあげるよりは、この機会を奇貨として、お役所仕事に埋没する職員意識から脱却し、少々法律に反する行為であっても、県民のためであれば敢然とこれに立ち向かう公務員倫理を確立することではないでしょうか。

〔言葉の宝石箱〕

「無事是貴人」(出典不明)

大きな揉め事は、なるべく小さくし、小さなもめごとにはなかつたことにしよう、何事もないのが大吉というわけです。心配事やもめごとなどなく、平常心でいることができる人が一番貴い人、という意味です。

記 Y. O

平成18年10月15日発行 第68号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市葦田南1丁目11番地12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険  
3つのメリット

◎保険料が  
最大10%もお得

◎ご契約時には  
キャッシュレスで

◎お申し込み日  
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL<058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす  
21世紀のパイオニア

とし わ  
**寿和工業株式会社**

**環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）**

廃棄物・水質・土壌・臭気の実験等を行っています

**業務内容**

**産業廃棄物**

- 溶出試験
- 含有試験

**水質**

- 地下水 ● 湖沼水
- 河川水 ● 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

**土壌**

- 底質
- 田、畑土、など

**肥料**

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

**臭気**

**土壌汚染状況調査**

- H15.1.20 環境大臣指定調査機関指定  
指定番号 環2003-1-145

**産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）**

**産業廃棄物処理業**

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 (タールピッチ) ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

**特別管理産業廃棄物処理業**

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

**建設業**

**砂利、砂、碎石の製造販売**

**環境関連機器販売**

**排出業者の皆様**

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目47番地  
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

# タカイ商事株式会社

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

## 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>



## 企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は  
私たちの使命です



# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



### 〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター  
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社  
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : [info@satomasa.co.jp](mailto:info@satomasa.co.jp)



社団法人 岐阜県産業環境保全協会